

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>II 全ての種別の資金移動業者に共通する監督上の評価項目</p> <p>(中略)</p> <p>II-2-1-2 取引時確認等の措置</p> <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯収法」という。）に基づく取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置（犯収法第 11 条に定める取引時確認等の措置をいう。以下「取引時確認等の措置」という。）に関する内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融市場に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。資金移動業者の監督に当たっては、リスクベース・アプローチを含む「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」という。）に基づき、当該資金移動業者の規模・特性等を踏まえた各種態勢整備状況を確認するとともに、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(注) リスクベース・アプローチとは、自己のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスクを特定・評価し、これを実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずることをいう。</p> <p>II-2-1-2-1 主な着眼点</p> <p>資金移動業者の業務に関して、取引時確認等の措置及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置を的確に実施し、テロ資金供与やマネー・ローンダリング、資金移動サービスの不正利用といった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。</p> <p>(1) 取引時確認等の措置及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置を的確に行うための一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。</p> <p>特に、一元的な管理態勢の整備に当たっては、以下の措置を講じているか。</p> <p>(注) 取引時確認等の措置の的確な実施に当たっては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」（平成 24 年 10 月金融庁）を参考にすること。</p>	<p>II 全ての種別の資金移動業者に共通する監督上の評価項目</p> <p>(中略)</p> <p>II-2-1-2 取引時確認等の措置</p> <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯収法」という。）に基づく取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置（犯収法第 11 条に定める取引時確認等の措置をいう。以下「取引時確認等の措置」という。）に関する内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融市場に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。資金移動業者の監督に当たっては、リスクベース・アプローチを含む「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」という。）に基づき、当該資金移動業者の規模・特性等を踏まえた各種態勢整備状況を確認するとともに、例えば、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(注) リスクベース・アプローチとは、自己のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスクを特定・評価し、これを実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずることをいう。</p> <p>II-2-1-2-1 主な着眼点</p> <p>資金移動業者の業務に関して、取引時確認等の措置及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置を的確に実施し、テロ資金供与やマネー・ローンダリング、資金移動サービスの不正利用といった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。</p> <p>(1) 取引時確認等の措置及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置を的確に行うための一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。</p> <p>特に、一元的な管理態勢の整備に当たっては、以下の措置を講じているか。</p> <p>(注) 取引時確認等の措置の的確な実施に当たっては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」（平成 24 年 10 月金融庁）を参考にすること。</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>① （略）</p> <p>② テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて調査・分析し、その結果を勘案した措置を講じるために、以下のような対応を行うこと。</p> <p>イ～ニ （略）</p> <p>③～⑨ （略）</p> <p>(2)～(7) （略）</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅱ－２－７ 業務継続体制 Ⅱ－２－７－１ 意義</p> <p>近年、資金移動業者が抱えるリスクは多様化・複雑化しており、また、資金移動業者を取り巻く経営環境の変化も相俟って、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機が発生する可能性は否定できず、危機管理の重要性が高まっている。特に、全銀システムに参加する資金移動業者においては、危機発生時において、迅速な復旧対策を講じ、必要最低限の業務の継続を確保する等適切な対応を行うことが国民生活・経済にとっても極めて重要であることから、平時より業務継続体制（Business Continuity Management; BCM）を構築し、危機管理（Crisis Management; CM）マニュアル、及び業務継続計画（Business Continuity Plan; BCP）の策定等を行っておくことが必要である。従って、全銀システムに参加する資金移動業者の監督に当たっては、以下で示す留意点を踏まえて監督するものとする。また、<u>全銀システムに参加しない資金移動業者</u>についても、その規模・特性等を踏まえ、以下で示す留意点に準じて監督を行うものとする。</p> <p>なお、システムリスク等に係る危機管理については、資金移動業者の経営や社会に対して特に大きな影響を与える可能性があることから、別途定める監督上の留意点も参照する。</p>	<p>① （略）</p> <p>② テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて調査・分析し、その結果を勘案した措置を講じるために、以下のような対応を行うこと。特に、<u>労働基準法施行規則第7条の2第1項第3号に規定する指定資金移動業者（以下「指定資金移動業者」という。）</u>については、<u>取扱件数・金額の増加等を踏まえ、リスクの特定・評価を行い、必要なリスク低減措置を講じること。</u></p> <p>イ～ニ （略）</p> <p>③～⑨ （略）</p> <p>(2)～(7) （略）</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅱ－２－７ 業務継続体制 Ⅱ－２－７－１ 意義</p> <p>近年、資金移動業者が抱えるリスクは多様化・複雑化しており、また、資金移動業者を取り巻く経営環境の変化も相俟って、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機が発生する可能性は否定できず、危機管理の重要性が高まっている。特に、全銀システムに参加する資金移動業者においては、危機発生時において、迅速な復旧対策を講じ、必要最低限の業務の継続を確保する等適切な対応を行うことが国民生活・経済にとっても極めて重要であることから、平時より業務継続体制（Business Continuity Management; BCM）を構築し、危機管理（Crisis Management; CM）マニュアル、及び業務継続計画（Business Continuity Plan; BCP）の策定等を行っておくことが必要である。従って、全銀システムに参加する資金移動業者の監督に当たっては、以下で示す留意点を踏まえて監督するものとする。また、<u>指定資金移動業者やその他の資金移動業者</u>についても、その規模・特性等を踏まえ、以下で示す留意点に準じて監督を行うものとする。</p> <p>なお、システムリスク等に係る危機管理については、資金移動業者の経営や社会に対して特に大きな影響を与える可能性があることから、別途定める監督上の留意点も参照する。</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ－２－７－２ 平時における対応 （略）</p> <p>Ⅱ－２－７－３ 危機発生時における対応 （略）</p> <p>Ⅱ－２－７－４ 事態の沈静化後における対応 （略）</p>	<p>Ⅱ－２－７－２ 平時における対応 （略）</p> <p>Ⅱ－２－７－３ 危機発生時における対応 （略）</p> <p>Ⅱ－２－７－４ 事態の沈静化後における対応 （略）</p>
<p>Ⅲ 第一種資金移動業者に係る監督上の評価項目 （中略）</p> <p>Ⅲ－１－３ システムリスク管理 第一種資金移動業者は、高額の為替取引を行うため、攻撃者の標的になる可能性が高く、システムリスク管理について、より強固な管理態勢整備、セキュリティ対策を講じることが求められる。また、システム障害等の不測の事態によるサービス停止時に利用者への影響が大きくなることも想定されることから、システムの安定稼働のための対策を講じることが求められる。このような場合においては、Ⅱ－２－３－１－１に記載の点に加えて、例えば、以下の点について検証を行うものとする。 なお、以下の点については、全銀システムに参加する第二種資金移動業者及び第三種資金移動業者の監督に当たっても留意するものとする。</p> <p>Ⅲ－１－３－１ 主な着眼点 （略）</p> <p>Ⅲ－１－３－２ 監督手法・対応 （略）</p>	<p>Ⅲ 第一種資金移動業者に係る監督上の評価項目 （中略）</p> <p>Ⅲ－１－３ システムリスク管理 第一種資金移動業者は、高額の為替取引を行うため、攻撃者の標的になる可能性が高く、システムリスク管理について、より強固な管理態勢整備、セキュリティ対策を講じることが求められる。また、システム障害等の不測の事態によるサービス停止時に利用者への影響が大きくなることも想定されることから、システムの安定稼働のための対策を講じることが求められる。このような場合においては、Ⅱ－２－３－１－１に記載の点に加えて、例えば、以下の点について検証を行うものとする。 なお、以下の点については、全銀システムに参加する第二種資金移動業者及び第三種資金移動業者<u>並びに指定資金移動業者</u>の監督に当たっても留意するものとする。</p> <p>Ⅲ－１－３－１ 主な着眼点 （略）</p> <p>Ⅲ－１－３－２ 監督手法・対応 （略）</p>
<p>Ⅷ 資金移動業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点 （中略）</p>	<p>Ⅷ 資金移動業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点 （中略）</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>Ⅷ－２ 諸手続</p> <p>Ⅷ－２－１ 登録の申請、届出書の受理等</p> <p>資金移動業の登録の申請並びに変更及び登録簿の縦覧等の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 登録申請書、届出書の受理 (略)</p> <p>(2) 登録の申請の審査</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 法第 40 条第 1 項第 3 号の財産的基礎の審査に当たっては、登録申請書及び同添付書類をもとに、ヒアリング及び実地調査等により検証し、特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ. 利用者に対する資金の授受を円滑に行うに足る態勢を有しているか。</p> <p><u>(注)</u> 例えば、現金の受払いを行う場合には、利用者への払出見込額を店舗又は ATM に用意することが可能か。また、利用者への払出しが集中した場合などに、現金を調達する能力を有しているか。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅷ－２－３ 法第 53 条に基づく報告書について</p> <p>(1) 法第 53 条第 1 項に基づく報告書について</p> <p>内閣府令別紙様式第 19 号（外国資金移動業者にあつては、別紙様式第 20 号）に規定する事業報告書を処理する場合には、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 資金計画など、登録申請時に確認した事項を参照しつつ、報告内容</p>	<p>Ⅷ－２ 諸手続</p> <p>Ⅷ－２－１ 登録の申請、届出書の受理等</p> <p>資金移動業の登録の申請並びに変更及び登録簿の縦覧等の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 登録申請書、届出書の受理 (略)</p> <p>(2) 登録の申請の審査</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 法第 40 条第 1 項第 3 号の財産的基礎の審査に当たっては、登録申請書及び同添付書類をもとに、ヒアリング及び実地調査等により検証し、特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ. 利用者に対する資金の授受を円滑に行うに足る態勢を有しているか。</p> <p><u>(注 1)</u> 例えば、現金の受払いを行う場合には、利用者への払出見込額を店舗又は ATM に用意することが可能か。また、利用者への払出しが集中した場合などに、現金を調達する能力を有しているか。</p> <p><u>(注 2)</u> 指定資金移動業者については、賃金支払いにより利用者への払出しが集中することを想定して、平時より流動性確保のためのモニタリングを実施することも含め、払出見込額を適切に確保するための必要な対策を講じられているか確認するものとする。</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅷ－２－３ 法第 53 条に基づく報告書について</p> <p>(1) 法第 53 条第 1 項に基づく報告書について</p> <p>内閣府令別紙様式第 19 号（外国資金移動業者にあつては、別紙様式第 20 号）に規定する事業報告書を処理する場合には、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 資金計画など、登録申請時に確認した事項を参照しつつ、報告内容</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>を検証した上で、両者に著しい乖離が見られる場合には、当該資金移動業者に対するヒアリング等を通じて、経営実態を確認するものとする。</p> <p><u>（注）</u>特に、全銀システムに参加する資金移動業者については、全銀ネットにおける加盟資格の要件を踏まえ、例えば、以下について把握することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕向超過限度額相当の担保差入、日銀当預を有する場合は当該日銀当預への入金等を履行するために必要な財産的基礎を有しているか。また、将来にわたって上記を履行し、円滑な資金決済を行うための態勢が整備されているか。 ・将来、債務超過に陥らないような収支見通しがあるか。 <p><u>（新設）</u></p> <p>② （略）</p> <p>(2) 法第 53 条第 2 項に基づく報告書について 内閣府令別紙様式第 21 号に規定する未達債務の額等に関する報告書を処理する場合には、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 未達債務の額が著しく変動している場合には、当該変動の理由について、ヒアリング等で確認するものとする。</p> <p>② 未達債務の額が著しく増加している場合には、将来の未達債務の変動見込み及び履行保証金の確保の見込みについて確認するものとする。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>(3) （略）</p>	<p>を検証した上で、両者に著しい乖離が見られる場合には、当該資金移動業者に対するヒアリング等を通じて、経営実態を確認するものとする。</p> <p><u>（注 1）</u>特に、全銀システムに参加する資金移動業者については、全銀ネットにおける加盟資格の要件を踏まえ、例えば、以下について把握することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕向超過限度額相当の担保差入、日銀当預を有する場合は当該日銀当預への入金等を履行するために必要な財産的基礎を有しているか。また、将来にわたって上記を履行し、円滑な資金決済を行うための態勢が整備されているか。 ・将来、債務超過に陥らないような収支見通しがあるか。 <p><u>（注 2）</u>特に、指定資金移動業者については、利用者への貸金支払いに関する業務を適正かつ確実に遂行するために必要な財産的基礎を有しているか、将来にわたって円滑な資金決済を行うための態勢が整備されているかなどについて、把握することとする。</p> <p>② （略）</p> <p>(2) 法第 53 条第 2 項に基づく報告書について 内閣府令別紙様式第 21 号に規定する未達債務の額等に関する報告書を処理する場合には、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 未達債務の額が著しく変動している場合には、当該変動の理由について、ヒアリング等で確認するものとする。</p> <p>② 未達債務の額が著しく増加している場合には、将来の未達債務の変動見込み及び履行保証金の確保の見込みについて確認するものとする。</p> <p><u>（注）</u>特に、指定資金移動業者については、未達債務の額が著しく変動することを想定し、将来の未達債務の変動見込み及び履行保証金の確保の見込みについて、ヒアリング等で確認するものとする。</p> <p>(3) （略）</p>